

生徒指導マニュアル

いじめ防止対策マニュアル



生徒指導心得

◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・ 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。
- ・ 徹底して「かまって」あげます。
- ・ いざという時、全員で動きます。
- ・ 1秒でも早く、プロの手に渡します。

平成30年度改訂

熊谷市立久下小学校

目 次

第1章 熊谷教育	1
1 熊谷教育の指針 — 幡羅高等小学校の教育に学ぶ —	
2 二学期制の下での学力向上 — 熊谷通知票 —	
3 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」 — 熊谷教育のアクセルとブレーキ —	
4 生徒指導心得 —「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！—	
(1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます（専門職としての誇り）	
(2) 徹底して「かまって」あげます（健全育成の基本）	
(3) いざという時、全員で動きます（組織への信頼）	
(4) 一秒でも早くプロの手へ渡します（関係機関との連携）	
第2章 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方	7
1 いじめの防止等に向けた方針	
2 それぞれの役割	
第3章 いじめの防止等のために熊谷市が実施する施策	9
1 「組織」「付属機関」等の関係図	
(1) 「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
(2) 「熊谷市いじめ問題専門委員会」の設置	
2 具体的な取組	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価、学校運営改善の実施	
第4章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
1 「学校いじめ防止基本方針」の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組	
第5章 重大事態への対処	13
1 重大事態の発生と調査	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
第6章 早期発見・早期対応のための手だて	17
1 「児童・生徒サインチェックリスト、教師の手だて」	
2 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）	
3 具体的な取組	
(1) いじめ撲滅宣言	
(3) アンケート	

第1章 熊谷教育

1 熊谷教育の指針

— 幡羅高等小学校の教育に学ぶ —

熊谷市には、教育の原点ともいうべき、「幡羅高等小学校」の保護者宛の通知(明治31年)、今で言えば「学校だより」に当たる「家庭心得」が残されています。明治のこの時代から、学校・家庭・地域の連携協力によって、同一歩調で進もうとしていたわけで、約100年後の現在においても、決して変わるものではなく、「家庭の教え」「学校の教え」「世間の教え」の

「家庭心得」
「拜啓、諺にも、教育の道は、家庭の教へで芽を出し、学校の教へで花が咲き、世間の教へで実が成る、と申す程に有之候へば、学校と家庭とは、常に相一致し、互いに力を協せ、同じ方向に、相進み小児をして、世間の悪き風習に染ましめぬ様に、致し度事に御座候……」

それぞれが機能し、関わり合い支え合っていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなります。まさに「不易」のことです。本市では、先達に学び、変えなければならないことと変えてはならないことを見極め、学校と家庭と地域社会とがそれぞれの役割を果たせることを基盤として義務教育の充実を図るとともに、各年代層の市民に対して適切な生涯学習の場を提供できる事業を積極的に推進しています。

「家庭心得」の冒頭には、学校のあるべき姿が述べられています。いわば、授業が成立する前提条件です。

「教育の精神」
一、学校は、一家庭の状態を存すべし、教師は父母の如く、謹厳にして慈愛なるべし、生徒は子女の如く、恭敬にして従順なるべし。
二、学校は、一社会の状態を存すべし、長幼の秩序を正すべし、相互の間に、仁と愛とを尽くすべし、而して常に生徒をして、校規を重ぜしめ、校則に遵はしむ。

「教授上の要旨」
一、最少の時間を以て、最大の利益を與ふべし。
二、授くる所の学藝は、生活に必須の事たるべし。
三、学はしむる為に、生徒の身体を害ふなかるべし。
四、徐々として急ぐべし。
五、授くる学藝は道徳に統計すべし。

「教授上の要旨」では、授業方法の基本ともいうべきことがあげられており、次のように解釈できます。

- 1 授業というものは、最少の時間で最大の効果をあげなければならないものであるから、そのための「授業研究」をなささい。
- 2 子供たちが学習の意欲をもてないのは、自分たちが何のために勉強するのがわかっていないからであり、学習を通して教えることは、生活に密着するものになささい。
- 3 体罰の禁止は当然です。
- 4 授業は丁寧な、しかも効率的にやりなさい。
- 5 教える内容は、最終的に道徳にいきつくようになささい。

「訓練の要旨」では、教育活動の目指すべきことが述べられております。

「訓練の要旨」

- 一、労働を楽しみむべし。
- 二、自修の習慣を作るべし。
- 三、快楽を感じしむる為幾多の艱難を経せしむべし。
- 四、一事をなさんとせば必ず百難を排して進まざるべからざる事を悟らしむべし。

- 1 働くことの楽しさを味わわせなさい。
- 2 自学自習の習慣をつくりなさい。
- 3 「楽」を感得させるためには、多くの「苦」を経験させなさい。
- 4 一つのことを成し遂げるためには、多くの困難を乗り越えていかなければならないことを悟らせなさい。

「熊谷教育」はこれを原点として教育の「不易」と「流行」を見極め、「知・徳・体」のバランスのとれた力、まさに「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。

2 二学期制の下での学力向上

— 熊谷通知票 —

本市では、学校週5日制実施に当たり、従来の三学期制を基盤とする教育観、評価観を根底から変革すべく、平成14年度、二学期制を中学校2校で先行実施しました。まさに「新しい酒は、新しい革袋に盛れ」の諺のとおり、教職員はもとより、保護者、児童生徒の根本的な意識改革を図ろうとしたのです。その成果を見ながら、平成15・16年度には小・中学校へ拡大し、二度目の合併があった平成19年度から市内すべての小・中学校で二学期制を実施しています。

前期を4月1日から10月の第3木曜日、後期を10月第4週月曜日から3月31日までとしています。(熊谷市小・中学校管理規則)

二学期制のねらいは、子供たち一人一人の学力を向上させることにあります。学期を長くし、単元ごとのまとまりを評価することで、単元ごとの一人一人のつまずきや課題を明確にし、その課題を克服するために長期休業日等を効果的に活用することができるようになっていきます。

また、二学期制によって年間の授業時間を増やすこともできています。

さらに、子供たちの学力の向上を図るために、いわゆる指導と評価の一体化、つまり、現時点での成績をよりよい成績にするためには、どのような手だてをしていくことが必要であるかを明らかにしていくことが大切であると考え、学期の終わりに、学習の成績を一度にまとめて家庭に通知していた、いわゆる従来の「通知票」をやめ、新しい通知票(以下「熊谷通知票」という。)に変えました。

「熊谷通知票」は、学習がひと区切りしたときに、教科によっては単元や題材ごとにその学習状況等について知らせる内容となっています。いわゆる「ポートフォリオ」学習の考えを導入した通知票であり、単に結果の評点のみ(必要に応じて相対的な評価・評点を入れる)の通知ではなく、子供たち一人一人の評価の過程(小テスト・単元テスト等)や作品集を区切りのよい時期に早く知らせ、学習の目標や補充の目当てを立てやすくしています。

また、保護者との面談を通して、生活はもとより子供一人一人の学力向上のための方策を保護者と一緒に考える、いわゆる形成的評価中心の通知票でもあります。この考えも、幡羅高等小学校の「家庭心得」にあります。

一、教師が朱を入れて直し候、作文、図画、清書等は、必ず大切に、永く貯へ置かる々様、御注意相成度候、斯の如く教師の直したる者を、重んずる心掛なければ、学びの道は進まざる事と思はれ候

「熊谷通知票」は、学校により回数や知らせる教科も異なりますが、年4～5回家庭に通知しています。知らせる時期は、6月はじめ、夏休み中の面談時、前期終了、冬休みの面談時、そして後期終了時などとなっています。特に、面談を利用して、子供一人一人のつまずきを見つけ、わからなかったことがわかるように、できなかったこと

ができるようにと保護者と一緒に新たな学習計画を立てていけるようにと考えたものです。

文部科学省から「生きる力」(平成22年度)のパンフレットが配布されていますが、その中の「学習評価のポイント」で、「子供たち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、子供たちの学習状況を把握することが大切である」とされています。さらに、「学校は、通信簿などを通じて、子どもの学習過程や成果、進歩の状況などを保護者に伝え、今後の方針を共有するよう努め、保護者には学習評価のあり方や評価結果についての学校の説明に積極的に耳を傾け、理解を深めていくよう」求めています。「熊谷通知票」は、まさに学習指導要領が目指している「学習評価」に合致した取組であると言えます。

3 「熊谷の子どもたちは、これができる！『4つの実践』と『3減運動』」

— 熊谷教育のアクセルとブレーキ —

本市では、一般的な学力調査によって測定できる、いわゆる「知力」だけを学力とはとらえていません。思いやりの心などの「徳力」や、投力や走力などの「体力」も広い意味での学力であり、まさに「知・徳・体」のバランスのとれた力のことです。

これらの力を育成するための土台として、本市では、「熊谷教育のアクセルとブレーキ」として、「熊谷の子どもたちは、これができる！『4つの実践』と『3減運動』」に大人が手本となり、学校・家庭・地域が一体となって積極的に取り組んでいます。

「学力」の基盤となる基本的な生活習慣の確立については、家庭教育にその芽があり、とりわけ、朝食の摂取にあると言えます。朝食をしっかりと食べるためには、晩に早く寝なければならないし、朝も早く起きなければならない。全国学力・学習状況調査等の結果からも、朝ごはんをしっかりと食べることと学力との相関関係について広く実証されています。

平成28年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進 文部科学大臣表彰

熊谷の子どもたちは、これができる！

アクセル **ブレーキ**

4つの実践

- 朝ごはんをしっかりと食べる。
- 呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする。
- 「ありがとう」「ごめんなさい」と言う。
- 友だちをたくさんつくる。

生きる力

家族いっしょに朝ごはん

はい!

学力・体力やる気を養いましょう

ありがとう ごめんなさい 友だちいっぱい

3減運動

- 減** テレビの時間を減らします。
- 減** ゲームの時間を減らします。
- 減** 携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします。

家族で約束を!

- 家族との会話の時間を増やします。
- 読書の時間を増やします。
- 予習・復習の時間を増やします。

大人が手本となって

熊谷市青少年健全育成市民会議・熊谷市幼保小連絡協議会・熊谷市PTA連合会・熊谷市校長会・熊谷市教育委員会

4 生徒指導心得

— 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！ —

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校にお願いしています。中でも平成19年1月に「いじめの定義」が変わったことを受け、「いじめ緊急対策マニュアル」を再確認しました。さらに、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」の公布により、学校では、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定が義務づけられました。このことを受け、いじめの防止やいじめが発生してからへの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける対策がとられているか等を改めて確認しました。いじめに限りませんが、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切なことと考えています。

児童生徒を指導するときは、「是々非々」で行うことが極めて重要であり、ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく感性豊かに、そして意図的に教育するのが私たちプロの教師としての仕事です。

すずめの学校		めだかの学校	
	清水かつら 作詞 弘田龍太郎 作曲		茶木 滋 作詞 中田 喜直 作曲
ちいちいぱっぱ	ちいぱっぱ	めだかの学校は	川のなか
すずめの学校の先生は		そっとのぞいて	見てごらん
むちをふりふり	ちいぱっぱ	そっとのぞいて	見てごらん
生徒のすずめは	輪になって	みんなでおゆうぎ	しているよ
お口をそろえて	ちいぱっぱ	めだかの学校の	めだかたち
まだまだいけない	ちいぱっぱ	だれが生徒か	先生か
もいちどいっしょに	ちいぱっぱ	だれが生徒か	先生か
ちいちいぱっぱ	ちいぱっぱ	みんなでげんきに	あそんでる

本市では、次の4つを「生徒指導心得」とし、いじめの防止、早期発見、いじめの対処、連携（家庭・地域・関係機関）に努めています。

(1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。（専門職としての誇り）

教師は教えるプロであり、「素人にもわかる授業」をしなければなりません。広辞苑の「教育」の定義には、「人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ・・・」とあります。どんなに一生懸命働きかけても、教えても、活動させても、児童生徒が望ましい姿に変化しなければ「教育」とは言えません。「わからない」という姿から「わかる」という望ましい姿に、「できない」という姿から「できる」という望ましい姿に変化させてはじめて、教育が成り立つということです。教師は、児童生徒に確かな学力をつけて、はじめてプロ、専門職と言われるのです。

(2) 徹底して「かまって」あげます。（健全育成の基本）

「かまう」（構う）という言葉を広辞苑で引くと、「係わる・関係する・世話をやく・もてなす・気をつかう」とあります。あのマザーテレサの言葉に「愛の反対は、憎しみではなく、無関心である」とあるように、存在感や立場を全否定してしまう

「無関心」であってははいけません。まだ、憎んでいるうちはそれなりに関心があるということです。生徒指導で一番大切なことは、「かまってあげる」ことです。

(3) いざという時、全員で動きます。(組織への信頼)

例えば、いじめが発見されたらまず「緊急職員会議」を行うことが何よりも重要です。授業中であろうと給食中であろうと、緊急に開くことに意味があります。まず全教職員が知ることが大切であると同時に、子供たちに「何が起きたのだろう？」と緊急事態発生を知らせることで、被害の子供はもちろん、加害の子供やその周辺にいた子供、ひいては保護者たちにも、「何か起きたら、大事な授業も中止して全員で緊急事態に対応してくれる」という安心感を与えることとなります。細かな事実を確認するのは、その後でもできます。けがをしたらまず応急処置として、止血することと同じです。いじめはそのけがの大きさは見えにくいので、まずは、安心感を与えることで、先生や学校という組織への信頼感が高まり、学校が子供や保護者にとって相談しやすい場となります。

初期段階での対応でボタンを掛け違えると、解決に時間もかかり、信頼とは反対の不信感をもたれてしまいます。学校は、子供からの訴えや保護者からの相談には、誠意をもって真摯にそして迅速に対応することが何より重要です。

(4) 一秒でも早くプロの手へ渡します。(関係機関との連携)

学校は、ある意味、社会と同じようになっていなければなりません(P1「教育の精神」)。「学校は社会の縮図、社会で許されないことは学校でも許されない」ということを子供や保護者に伝えておき、これでもか、これでもか、とかまってあげても、子供の行為が学校の範疇や限界を超えるような場合は、迷わずプロに任せます。逃げではなく、子供のことを考え、「子供たちにとって何がベターなのか」を判断基準に決断した結果、この道のプロである警察等に任せるのです。

かまって音頭

作詞：つかこうへい 作曲：中村弘明 歌：大竹しのぶ

ああ- かまって かまって かまって かまって パパ ママかまって ボクにかまって
みんなでかまって まいにちかまって かまって かまって かまってくれなきゃ や-あだ
新しい赤ちゃんがうまれて ママは赤ちゃんのおっぱいやおしめの世話で ボクをほったらかし…
どうせボクは きらわれてんだ 泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン
だから 一日中かまって かまって ベタベタさせて かまって かまって いっぱい かまって
甘えん坊と言わないで ああ- かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

ああ- かまって かまって かまって かまって 朝晩 かまって たくさん かまって
いつでもかまって も-とかまってかまって かまって かまってくれなきゃ や-あだ
パパがよっぱらってかえってきて ママはお薬を出したり お水を飲ませたり ボクをほったらかし…
どうせボクは きらわれてんだ 泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン
だから 一日中かまって かまって ゴロニャンさせて かまって かまって いっぱい かまって
子どものまんまで いたいから ああ- かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

第2章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊谷市基本方針」を定めました。

「熊谷市基本方針」における「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童等が心身に苦痛を感じているものをいいます。(インターネットを通じて行われるものも含む)

一定の人的関係とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童等が関わっている仲間や集団などの関係をいいます。また、行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童等の立場に立って考えます。

1 いじめの防止等に向けた方針

「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、学校内外を問わず、児童等のいじめを防止するために、市全体でいじめの起きない風土づくりに努めます。

また、いじめを察知したときは、いじめられた児童等を最後まで守り抜き、いじめた児童等に対してはその行為を許さず、毅然とした態度で接し、適切に指導し、再発防止に努めます。

市全体(市・学校・児童等・保護者・市民及び市内で活動する事業者)でそれぞれの立場から、子供の健やかな成長を支え、見守り、いじめの問題を克服することを目指します。

2 それぞれの役割

(1) 市として

ア いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

イ いじめの防止等に関係する機関との連携、連絡調整及び調査(再調査を含む)を実施する組織を設置し、いじめの防止や早期発見、再発防止に努めます。

ウ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のための具体的な施策を実施します。

エ 児童等が安心して生活できるようにいじめの防止等に向けて必要な啓発を行います。

オ いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。

カ 学校(熊谷市立小中学校のことをいう。以下、同じ)に対して、いじめの防止等に適切に取り組むよう必要な指導・助言を行います。

(2) 学校として

- ア 学校いじめ防止基本方針及び学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置し、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- イ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童等を最後まで守り抜くことを表明し、いじめに対して組織的に取り組むとともに再発防止に努めます。
- ウ 相談窓口を明示し、児童等に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、組織をあげて児童等一人一人の状況の把握に努めます。
- エ 保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。

(3) 児童等として

- ア いじめを自分たちの問題としてとらえ、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるとともに、日ごろから他者に対して思いやりの心をもって接します。
- イ 周囲にいじめがあるときは、当事者に声をかけたり、先生や周囲の大人に積極的に伝えます。
- ウ 「いじめ撲滅宣言」に示したように、いじめ撲滅に徹底的に取り組めます。

(4) 保護者として

- ア どの児童等も、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを意識し、児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うように努めます。
- イ 児童等がいじめを受けた場合には、いじめから保護します。
- ウ いじめを発見したとき、又はいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校等に情報を提供します。
- エ 学校や教育委員会等が行ういじめの防止等のための取組に積極的に参加・協力するよう努めます。

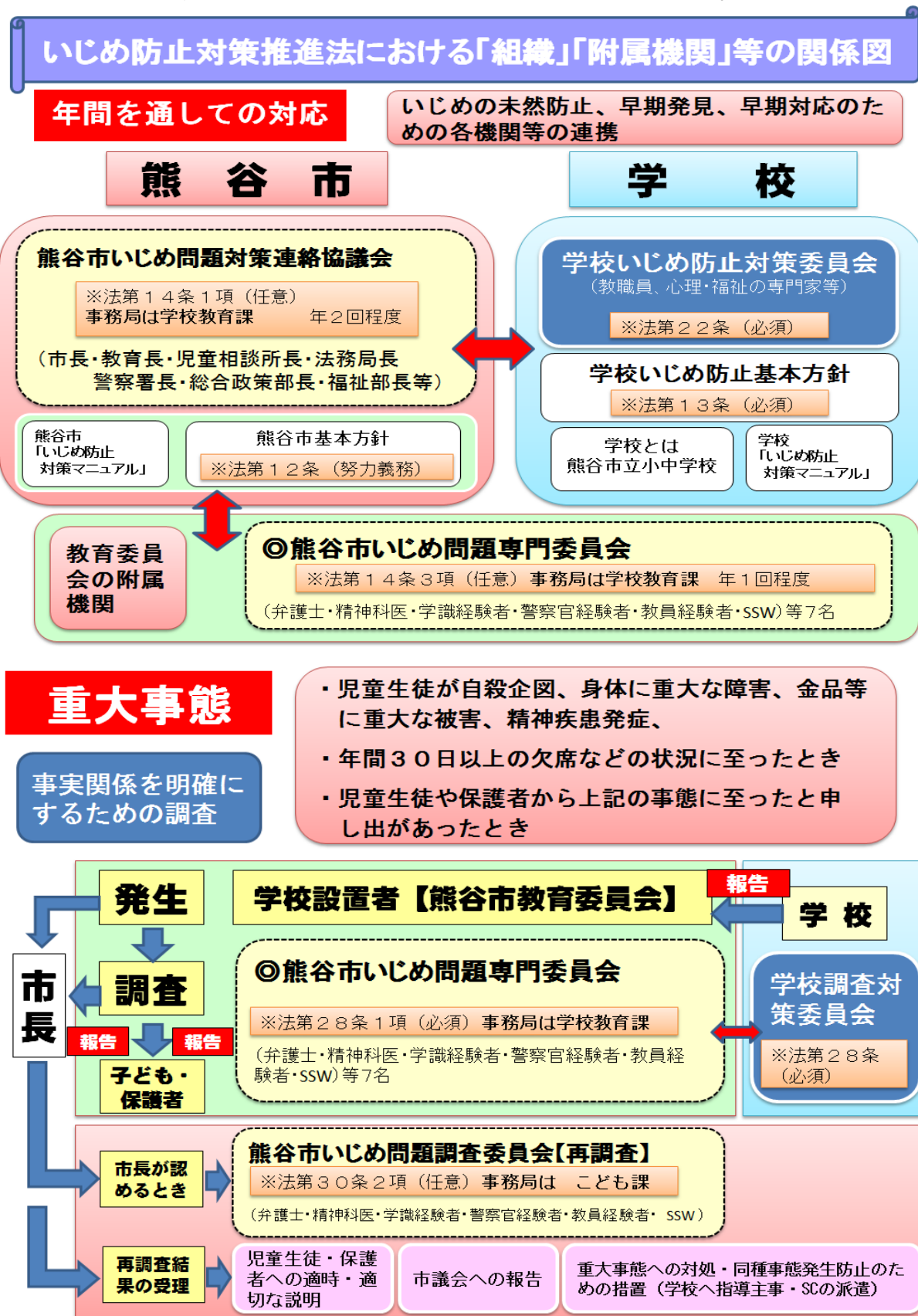
(5) 市民及び市内で活動する事業者として

- ア 市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、いじめを発見したとき、又はいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校又は市に情報を提供します。
- イ 「市民等」は、声かけを行うなど、日ごろから児童等とふれあう機会を大切に、児童等を見守るとともに、地域行事等で児童等が主体的に参加できる環境づくりに努めます。

第3章 いじめの防止等のために熊谷市が実施する施策

1 「組織」「附属機関」等の関係図

市は、いじめの防止や早期発見、いじめへの対応を、組織的、計画的かつ迅速に取り組むとともに地域全体でいじめを許さない気運の醸成を図ります。



(1) 「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、法第14条第1項に基づき、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

協議会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体の連携を図るための必要事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

(2) 「熊谷市いじめ問題専門委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、「熊谷市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

「専門委員会」は、法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること及び法第28条（後掲）の規定による調査を行います。

2 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童等、保護者及び教職員に対していじめの防止等に関する啓発を推進する。

(ア) 人権標語・作文・ポスターの作成等を通して児童等の人権意識の高揚を図ります。

(イ) 児童等、保護者及び教職員を対象とした「思いやりの心を育てる人権教室」を実施します。

(ウ) 植物を育て、命の大切さを再認識するために「人権の花運動」を実施します。

イ 11月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ解決一斉キャンペーンを実施します。

ウ 定期的な調査（いじめアンケート等）を行います。

エ いじめ110番電話相談や教育相談窓口、スクールカウンセラー等を配置するなど、いじめに関する相談体制を整備します。

オ インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対して、関係機関（警察・県サイバーパトロール課等）と連携を図り、いじめの防止とその対応について「子供安全見守り講座」等を活用するなど必要な啓発活動を行います。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたとき、当該学校に対し必要な支援、又は必要な措置を講じます。ただし、私立小・中学校に通う児童等に対しては、所管する埼玉県と連携しながら進めていきます。

イ 学校の指導のあり方及び警察等への通報・相談による対応

教育委員会は、いじめが起きた場合には、いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全確保を第一に考えさせるとともに、いじめた児童等に対しては、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導・支援するなど必要な措置を講じるように働きかけます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきものや児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じたとき、又はその兆候等が感じられたとき、教育委員会は、学校での適切な指導・支援や早期に警察に通報・相談することが必要であることを学校に指導・助言します。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

教育委員会は、学校評価において、迅速かつ適切な対応及び組織的な取組等を評価するよう、学校に対して、必要な指導・助言を行います。

また、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるように、学校運営の改善を支援するとともに、見守り隊や校区連絡会など児童等を地域で見守る方々といじめ問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを支援します。

第4章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国の基本方針、「熊谷市基本方針」に基づき、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。

「学校基本方針」は、いじめの防止等のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、実効性のあるものとなるよう、各学校の実情に応じ、具体的な行動を示します。

- (1) 自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有化を図ります。
- (2) 検討する段階から保護者や地域の参画を促します。
- (3) 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童等の意見を取り入れる等、児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。
- (4) 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図ります。
- (5) 重大事態には、「熊谷市基本方針」に定める重大事態対処をもとに迅速に対応します。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員等を中心に構成する、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置します。

また、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。なお、「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割は、以下のとおりです。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- (2) いじめの相談・通報のための窓口の開設
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- (4) いじめを察知した場合の情報の迅速な共有(緊急職員会議)、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、及び保護者との連携
- (5) 教育委員会への定期的な報告

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

- (1) いじめの防止

学校はいじめの防止に向けて、児童等が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

- (2) 早期発見・早期対応に向けて

いじめは大人の目に付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多くあります。

そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

教職員は、日頃から児童等との信頼関係の構築や見守り等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高くし、いじめの早期発見・早期対応のため「児童・生徒のサインチェックリスト、教師の手だて」等を活用し、いじめの実態把握に積極的に取り組みます。

なお、インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等を活用するなど情報モラル教育を推進し、児童等の意識の向上及び保護者等への啓発に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会等を中核として速やかに対応します。

いじめられた児童等に対しては、当該児童等を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童等の状態に合わせた継続的なケアを行います。

いじめた児童等に対しては、本人の人格の尊重を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童等の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたる場合や児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童等を守ります。その際、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮します。

さらに校内生徒指導体制の見直し・改善を図るとともに、年間を通していじめ防止等に関する校内研修会を計画的に実施します。

なお、日ごろから「いじめ防止対策マニュアル」（生徒指導マニュアル）の活用を図り、いじめ防止に努めるとともに、いざという時は、この中の「いじめ緊急対策マニュアル」（起きてからの対応）に沿って対応し、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を児童等に与えることを第一に考えます。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態とは

重大事態として、児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針による不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、児童等の状況等、個々のケースを十分把握し、迅速に調査に着手します。

さらに、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童等や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と捉えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

ただし、事案の重大性を踏まえ、学校又は教育委員会は、いじめた児童等に対し

ては出席停止措置の活用や、いじめられた児童等の就学指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童等を支援するための弾力的な対応を検討します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

(3) 重大事態の調査

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止に資するために行うものであり、学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したとき、教育委員会は、「いじめ問題専門委員会」（前掲）を招集し、これが調査に当たります。

その際、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にするとともに、当該事態への対処や同種の事態の再発防止に努めます。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合は、法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を必要に応じて実施します。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

(4) 事実関係を明確にするための対応

ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際、いじめられた児童等を守ることを最優先とし、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行います。

これらの調査の実施に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に支援・指導したり、関係機関（警察や児童相談所等）とも適切に連携を図るなどの対応を心がけます。

イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

当該児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査します。調査方法としては、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行います。

(5) その他留意事項

児童等の自殺という事態が起こった場合、学校又は教育委員会は、事実関係を明らかにし、その後の自殺の再発防止の観点から、背景調査を実施します。その際、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮し、以下の点に留意しながら行います。

ア 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

ウ 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。

エ 遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて説明し、合意の上行います。

オ 学校が調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導及び支援を行います。

カ 情報発信・報道対応については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があることなどから、プライバシーへの配慮を含め、慎重に行います。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめられた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。情報等については、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 「熊谷市いじめ問題調査委員会」の設置

市は、法第30条第2項に基づき、「熊谷市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設ける。「調査委員会」は、法第30条第2項の規定による調査を行います。

なお、「調査委員会」は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、必要に応じて調査を実施します。

(2) 再調査

教育委員会から報告を受けた市長は、法第30条に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

(3) 「再調査」の結果を踏まえた措置等

ア いじめられた児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

イ 市長はその結果を市議会に報告します。内容については、個人のプライバシーに対しては、十分配慮します。

ウ 教育委員会は、学校に対して、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発防止のために、以下の支援等を行います。

(ア) 指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣

(イ) 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置

(ウ) 心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置

第6章 早期発見・早期対応のための手だて

1 「児童・生徒のサインチェックリスト、教師の手だて」

場面	児童のサイン
登校時から始業前	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① いつも一人で登校する。友だちと登校しても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> ② 登校時間が一定していない。(早く登校したり、遅く登校したりしている) <input type="checkbox"/> ③ 自分からあいさつをしない。友だちからのあいさつや言葉掛けがない。 <input type="checkbox"/> ④ あいさつや声掛けをしても、はっきりとした返事が返ってこない。 <input type="checkbox"/> ⑤ 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> ⑥ はっきりとした理由もないのに欠席することがよくある。 <input type="checkbox"/> ⑦ 声に出し、心を込めた呼名をしても、元気のない返事をしたり、返事をしなかったりすることがある。 <input type="checkbox"/> ⑧ 健康観察の時、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 <input type="checkbox"/> ⑨ 宿題や朝の読書(課題)をほとんどやっていない。また、提出物が出せない。 <input type="checkbox"/> ⑩ 授業の準備をせず、ぼんやりしたり、そわそわしたりしている。
<p>【教師の手だて】</p> <p style="text-align: center;">“はじめが肝心 ようこそ〇〇学校へ”</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 児童の登校のようすを把握し、それに応じた温かい対応をする。 <input type="checkbox"/> ② 教師から『おはよう』の声掛けをし、今日の児童の心理状態を把握する。 <input type="checkbox"/> ③ 朝の読書や提出物の出来具合を把握し、賞賛や励ましを行う。 <input type="checkbox"/> ④ 声に出し、心を込めた呼名による健康観察を行い、一人一人を視診するとともに、気になる児童・生徒への声掛けを行う。 <input type="checkbox"/> ⑤ 朝の会では、今日一日の予定をきちんと説明し、目的を持った生活をしようとする意欲を持たせる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 朝の会等で欠席者の理由を上手に伝え、教師の温かい思いやりが学級や欠席者に伝わるように工夫をする。 <input type="checkbox"/> ⑦ 遅刻してくる児童の理由や原因を迫する前に、学級全員で温かく向かえる雰囲気をつくる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 今日の学習に対する意欲付けをする。 <input type="checkbox"/> ⑨ 朝の出勤時に職員同士で明るく元気にあいさつを交わす。(教師の行動が児童に伝わる) 	
教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ おはよう。 ・ 返事が大きくて気持ちいいね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ ありがとう。 ・ 頑張っているね。 ・ 体調はどう？ ・ 今日はこんなことができるといいね。 ・ 聞く姿勢が立派になったね。 ・ 昨日こんなことがあったよ。

児童サイン

授業時間

- ① 宿題や課題、提出物等の忘れ物が多くなってきている。
- ② 教室に入れず、保健室やほほえみ相談室、職員室等に来て時間を過ごす。
- ③ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- ④ 授業が始まっているのに机の上に学用品が散乱している。
- ⑤ 教科書やノートなどに落書きされるなどして、汚されている。
- ⑥ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- ⑦ おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。
- ⑧ 特定の児童の発表や間違いの時だけ、やじがとばされたり笑われたりしている。
- ⑨ 特定の児童を誉めると、周りの児童・生徒があざ笑ったり、しらけたりする。
- ⑩ 特定の児童が学習内容と全く関係ないことを発言し(させられ)みんなの笑いものになっている。
- ⑪ 二人組を作ったり、グループを作ったりして学習するとき、特定の児童が取り残される。
- ⑫ 係決めなどをするとき、特定の児童が入った係には、ほかの児童は入ろうとしない。
- ⑬ 学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなる。
- ⑭ これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がる。

【教師の手だて】

“素人にわかる授業、そして、素人にできない授業を行う”

- ① 笑顔で入室するなど、児童との出会いの時の態度に配慮する。
- ② 否定的な言葉や態度で授業を始めない。
- ③ 学習態度や準備ができていない児童に対しては、その原因を探り、援助・指導をしていく。
- ④ 教師の思惑とは違う考えや児童のつぶやきを大切にされた授業を行う。
- ⑤ 児童が安心して発言できる学習の雰囲気をつくる。
- ⑥ 学習が遅れがちな児童が、活躍できる場面を確保する。
- ⑦ 学習が遅れがちな児童やつまずいている児童に個別指導を行う。
- ⑧ 児童の多様な考えが発揮できる場を意図的に設ける。
- ⑨ 授業のまとめの段階では、児童の理解度を把握するように努める。

教師の言葉掛け

- 今日も頑張ろう。
- 返事が大きくて気持ちいいね。
- よいところに気づいたね。
- 挨拶がとても気持ちいいね。
- 聞く姿勢が立派になったね。
- すばらしいね。
- その考え方がいいね。
- なるほど。
- ここがよかったね。
- こんなふうにと考えたらどうかなあ。

児童のサイン

休 み 時 間	<input type="checkbox"/> ① これまで仲の良かったグループから外されている。 <input type="checkbox"/> ② どのグループにも入れず、一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> ③ 自分から友だちに声掛けすることなく、誘われるままに元気がなくついていく。 <input type="checkbox"/> ④ 保健室やほほえみ相談室に出入りすることが多くなっている。 <input type="checkbox"/> ⑤ 用事もないのに職員室付近をうろうろしている。 <input type="checkbox"/> ⑥ 教師に寄ってきたり、隠れるようにして話したりする。 <input type="checkbox"/> ⑦ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑧ 一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 一緒に遊んでいる友だちに異常な気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> ⑩ 遊びの中でいつもいやな役をさせられている。 <input type="checkbox"/> ⑪ プロレス遊びや〇〇ごっこのようなことに無理やり加えられている。 <input type="checkbox"/> ⑫ トイレ等に閉じこもっている。 <input type="checkbox"/> ⑬ 普段はおとなしい男子が、女子トイレに入ったり、スカートめくりなどをしている。 (させられている) <input type="checkbox"/> ⑭ 休み時間にはなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑮ 一人で、校舎内をフラフラと徘徊し、寂しそうに教室へ戻ってくる。 <input type="checkbox"/> ⑯ 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
【教師の手だて】 “一人で 30 秒 35 人でたったの 17 分 30 秒”	
<input type="checkbox"/> ① 休み時間になった時、児童・生徒が遊び仲間を作って遊びに行く様子を観察する。 <input type="checkbox"/> ② 遊びに入れない児童・生徒をそのままにせず、誘い合って遊べるように働きかける。 <input type="checkbox"/> ③ 教師自ら、できるだけ児童・生徒と一緒に遊ぶことを心掛ける。 <input type="checkbox"/> ④ 児童・生徒との対話や声掛けなどを通して(チャンス相談)、悩みなどを把握し、援助・指導をする。 <input type="checkbox"/> ⑤ 「(これは)遊びです」という児童・生徒の言葉を鵜呑みにせず、状況を確認する。 <input type="checkbox"/> ⑥ 児童・生徒の表情などから、休み時間の満足度を把握する。 <input type="checkbox"/> ⑦ 授業終了の時刻と開始の時刻を守り、休み時間を確保する。 <input type="checkbox"/> ⑧ 授業から職員室等へ戻るときは、いつも同じ経路でなく、いろいろな経路を通る。 死角になるところに教師の目が届くように。 <input type="checkbox"/> ⑨ 次時間が空き時間であるならば、教育相談の絶好の機会であることを認識し、教室や廊下で児童・生徒の会話を増やそう。	
教 師 の 言 葉 掛 け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨の日は落ち着いて生活しようね。 ・ 電気や戸締まりよろしくね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ 次は移動教室だね、しっかり頑張って。 ・ 何か質問がある人は来てください。 ・ ありがとう。

場面	児童のサイン
給食時間	<input type="checkbox"/> ① 敬遠しがちなメニューの品を特定の児童だけ山盛りにする。または、その逆。 <input type="checkbox"/> ② 特定の児童への配膳忘れ(意図的)がよくある。 <input type="checkbox"/> ③ 特定の児童が配膳しようとする周囲の生徒が受け取ろうとしない。 <input type="checkbox"/> ④ 児童に好まれるメニューを、もらわれてしまうことが多い。 <input type="checkbox"/> ⑤ 配膳の為に列をつくる時、特定の児童の後ろに並びたがらない。 <input type="checkbox"/> ⑥ 腹痛や吐き気を訴えることが多く、給食を残したり食欲がないことが見られる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 班で机を寄せて会食する時、いつも特定の児童の机だけ離されている。 <input type="checkbox"/> ⑧ 班での会話に、特定の児童だけ入れてもらえず無視されている。または、会話に入りたがらない。 <input type="checkbox"/> ⑨ 話題が特定の児童の悪口や失敗ごとが中心となっており、おもしろそうに話されている。 <input type="checkbox"/> ⑩ 特定の児童が、一人で食器の片付けや、牛乳パックの処理をさせられている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 食器の片付けや返却、運搬の際当番以外でも行っている(させられている)。
<p>【教師の手だて】</p> <p style="text-align: center;">“何事も食事に現れる”</p> <input type="checkbox"/> ① 給食当番が配膳等の役割分担を決める方法を確認する。 <input type="checkbox"/> ② 児童と一緒に、生徒の配膳を誉めながら配膳を行う。 <input type="checkbox"/> ③ 全員の配膳、着席が確認できてから「いただきます」をさせる。 <input type="checkbox"/> ④ 意図的、計画的に班の中に入り食事をする。 <input type="checkbox"/> ⑤ 班での会食は、一人一人の児童理解に努めるとともに、児童の相互理解が図れるよう楽しく食事をする。 <input type="checkbox"/> ⑥ 偏食や食事量の偏り等について、改善されるよう自己努力を促すとともに、継続的に援助・指導していく。 <input type="checkbox"/> ⑦ 児童の給食時の変化に気づくため、日頃から、好き嫌いや食べ方等について観察し、その様子を把握しておく。 <input type="checkbox"/> ⑧ 片付けは児童に任せないで、当番が教室から出るまで教室で見届ける。 <input type="checkbox"/> ⑨ 片付け終了後、全員が席に座ったことを確認してから「ごちそうさま」をさせる。	
教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今日の配膳は早くてがんばったね。明日もよろしくね。 ・ 好き嫌いは少なくていいなあ。 ・ 今日は時間にゆとりを持って食べられたね。当番に感謝しよう。 ・ 両手を出して食べよう。

場面	児童のサイン
清掃時間	<input type="checkbox"/> ① 特定の児童と同じ清掃場所になろうとしない。 <input type="checkbox"/> ② いつもみんながいやがる仕事や場所が割り当てられる。 <input type="checkbox"/> ③ 特定の児童の雑巾や清掃用具がよくなくなったり、ごみ箱に捨ててあったりする。 <input type="checkbox"/> ④ 特定の児童だけが清掃用具を持たないでいたり、古い用具を使わせられたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑤ 一人だけ離れた場所で清掃している。 <input type="checkbox"/> ⑥ 教室の机や椅子を運搬するとき、いつも特定の児童のものだけ取り残されている。 <input type="checkbox"/> ⑦ 特定の児童・生徒だけ清掃をさせられており、他の児童はそれを見てからかったりしている。 <input type="checkbox"/> ⑧ 特定の児童が床を拭いたり、掃いたりしようとすると、その前がふさがれたり、股の下を通らされたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑨ 清掃後、必要以上に衣服がひどく汚れていたり、ぬれたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑩ 他の児童は清掃が終わっているのに、一人だけ続けていたり、後かたづけをしたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑪ いつも、次の授業に遅れてくる。
<p>【教師の手だて】</p> <p style="text-align: center;">“清掃は人の心を磨くまで”</p> <input type="checkbox"/> ① 児童が行っている清掃当番箇所や用具の分担の様子を把握する。 <input type="checkbox"/> ② 仕事は全員で分担し、協力して仲良く行われるよう、その都度援助・指導を行う。 <input type="checkbox"/> ③ 児童と一緒に清掃する機会を持つ。 <input type="checkbox"/> ④ 担当の清掃箇所を必ず1回は巡回するようにする。 <input type="checkbox"/> ⑤ 清掃をしないで遊んでいる児童を指導するとともに、一生懸命やっている児童に対して「よくやっているね」等の声掛けをする。 <input type="checkbox"/> ⑥ 清掃用具の後始末まで見届け、最後まで頑張った児童にはねぎらいの声掛けをする。 <input type="checkbox"/> ⑦ 反省会では、全員が集合しあいさつをして終わりにする。その際に担当の教師がサインをするとともに、活動について振り返らせる機会とする。 <input type="checkbox"/> ⑧ 児童・教師が出張等で不在の時は、回りの教師が声を掛けながら進める。 <input type="checkbox"/> ⑨ 清掃用具の点検を委員とともに行っておく。	
教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ きれいになったね。 ・ はやくできたね。 ・ ごくろうさま。 ・ 協力してできたね。 ・ 机を引きずらないようにしよう。 ・ 黒板がとってもきれいだね。 ・ だんだん上手になったね。

児童のサイン

帰りの会から下校時	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 帰りの会での配布物が、特定の児童だけに渡らない。 <input type="checkbox"/> ② 帰りの会で、いつも特定の児童が追究されるなどしている。 <input type="checkbox"/> ③ 何か起こると、いつも特定の児童のせいにされる。 <input type="checkbox"/> ④ 下校の時間が近くなると、不安そうな表情が見え、落ち着かない。 <input type="checkbox"/> ⑤ 帰りの会が終わっても、用事がないのに教室に残っている。 <input type="checkbox"/> ⑥ 帰りの会后、用事がないのに教師や職員室のまわりをうろろしている。 <input type="checkbox"/> ⑦ 朝や昼には見られなかった衣服の汚れやすり傷等が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 特に理由はないのに、いつも一人で急いで下校する。 <input type="checkbox"/> ⑨ 教師の目の届きにくい場所に友達が(待ち伏せて)いて、一緒に帰る。 <input type="checkbox"/> ⑩ いつも友だちの荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 自転車で下校するとき、自転車にいたずらをされたり、自転車を取られて、歩いて(走って)帰ったりしている。 <input type="checkbox"/> ⑫ 帰るときになって、特定の児童の靴や持ち物等がなくなっており、探してもなかなか見つからない。
-----------	---

【教師の手だて】

“さようなら またあした”

- ① 帰りの会の運営については適時、援助・指導する。
- ② チェックシート等を活用し、今日一日の生活を振り返らせ、自己を見つめさせる。
- ③ 帰りの会を連絡だけで終わりにせず、相互の心の交流を図る場として充実させる。
- ④ よかったこと、嬉しかったことなどを認め合い、賞賛し合う時間を確保する。
- ⑤ 教師から見た、よかったことや反省すべきことなどを話し、明日への意欲付けを行う。
- ⑥ お互いが気持ちよく『さようなら』ができるように工夫する。
- ⑦ 『さようなら』の時、児童の表情を観察し、普段と変わらないかどうかを確認する。
- ⑧ 友だちと一緒に複数で帰るように促す。
- ⑨ 問題を抱えた児童に対しての個別相談を行う。
- ⑩ 全員の児童が教室を出るのを確認しながら、児童・生徒の机の落書きなどを気にしながら環境の整備を行う。
- ⑪ 朝の様子と変わっていないか、学級全体と個人を見つめる。

教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司会者の手順がいいね。 ・ ○○係の人○○をお願いします。 ・ 聞く姿勢が立派になったね ・ 発表者の声が大きくて素晴らしいね。 ・ 今日も頑張ったね 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 笑顔で終わられて、今日もよい一日だったね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ 明日はもっとがんばろう。 ・ さようなら。
---------	---	--

場面	児童のサイン
その他・全体	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 衣服の汚れや破れ、ボタンが取れているなど服装に異常が見られる。 <input type="checkbox"/> ② 理由のはっきりしない傷やあざ、鼻血、怪我等が見られる。また、それを隠そうとしている。 <input type="checkbox"/> ③ 文具類や履物等の持ち物が隠されたり、壊されたりする。 <input type="checkbox"/> ④ 不自然な言動が見られ、表情が暗く、周囲を気にしている。 <input type="checkbox"/> ⑤ 普段明るい児童が、急に元気がなくなり、ふさぎ込んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 頭痛や腹痛、吐き気などをよく訴えるようになる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 一人で行動することが多くなり、集団行動を敬遠するようになる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 活気がなくなり、おどおどすることが多くなる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 生活ノートや心のノートなどの記述に不安や悩みを示すようになる。 <input type="checkbox"/> ⑩ 他の児童の遣い走りをさせられるなど、他の言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 嫌なあだ名で呼ばれたり、「クラスの恥」などといわれ、除け者にされたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑫ 特定の児童の机や椅子、持ち物などに触れようとしなくなる。 <input type="checkbox"/> ⑬ 席替えの時、いつも特定の児童の近くに座るのを嫌がる。 <input type="checkbox"/> ⑭ 班長や係、学級代表等の選出がまじめに行われず、押しつけで選ばれる。 <input type="checkbox"/> ⑮ グループ作りなどを行う際、なかなか特定の児童・生徒の所属が決まらない。 <input type="checkbox"/> ⑯ 文字や作品等が乱雑になってくる。 <input type="checkbox"/> ⑰ 掲示作品や黒板、壁等に中傷の言葉や悪質な落書きが見られる。
【教師の手だて】	
<p style="text-align: center;">“やって見せ 言って聞かせて させてみて 誉めてやらねば人は動かじ”</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 「愛の鞭」などと称して体罰は絶対に行わない。 <input type="checkbox"/> ② 「だめなものはだめ」という毅然とした態度を示しながらも、何でも頭ごなしに叱らない。かげで、短く、比較しないで叱る。 <input type="checkbox"/> ③ 感情に任せて、児童の心を傷つける言葉を発しない。 <input type="checkbox"/> ④ 特定の児童ばかりを叱ったり誉めたりしない。 <input type="checkbox"/> ⑤ 「〇〇さん」「〇〇くん」といった温かい呼称で呼ぶ。または、快い愛称で呼ぶ。 <input type="checkbox"/> ⑥ 児童の言動や表情に気づくよう、普段から一人一人をよく見る。 <input type="checkbox"/> ⑦ 児童会・生徒会活動や学級活動、部活動等を自治的な活動とあって、すべてを任せない。 <input type="checkbox"/> ⑧ 児童の信頼関係づくりに力を入れる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 児童と触れ合う時間を意図的に増やすように努める。 <input type="checkbox"/> ⑩ 生活ノートや学級日誌、レポート、作品等にあたたかいコメントを添える。 <input type="checkbox"/> ⑪ 一面的な物差しで生徒を評価せず、多面的にとらえ、それぞれのよさを認め、伸ばすようにする。 	

2 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

～「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！～

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校にお願いしています。いじめが発生してからの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける対策をとるとともに、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切であると考えます。

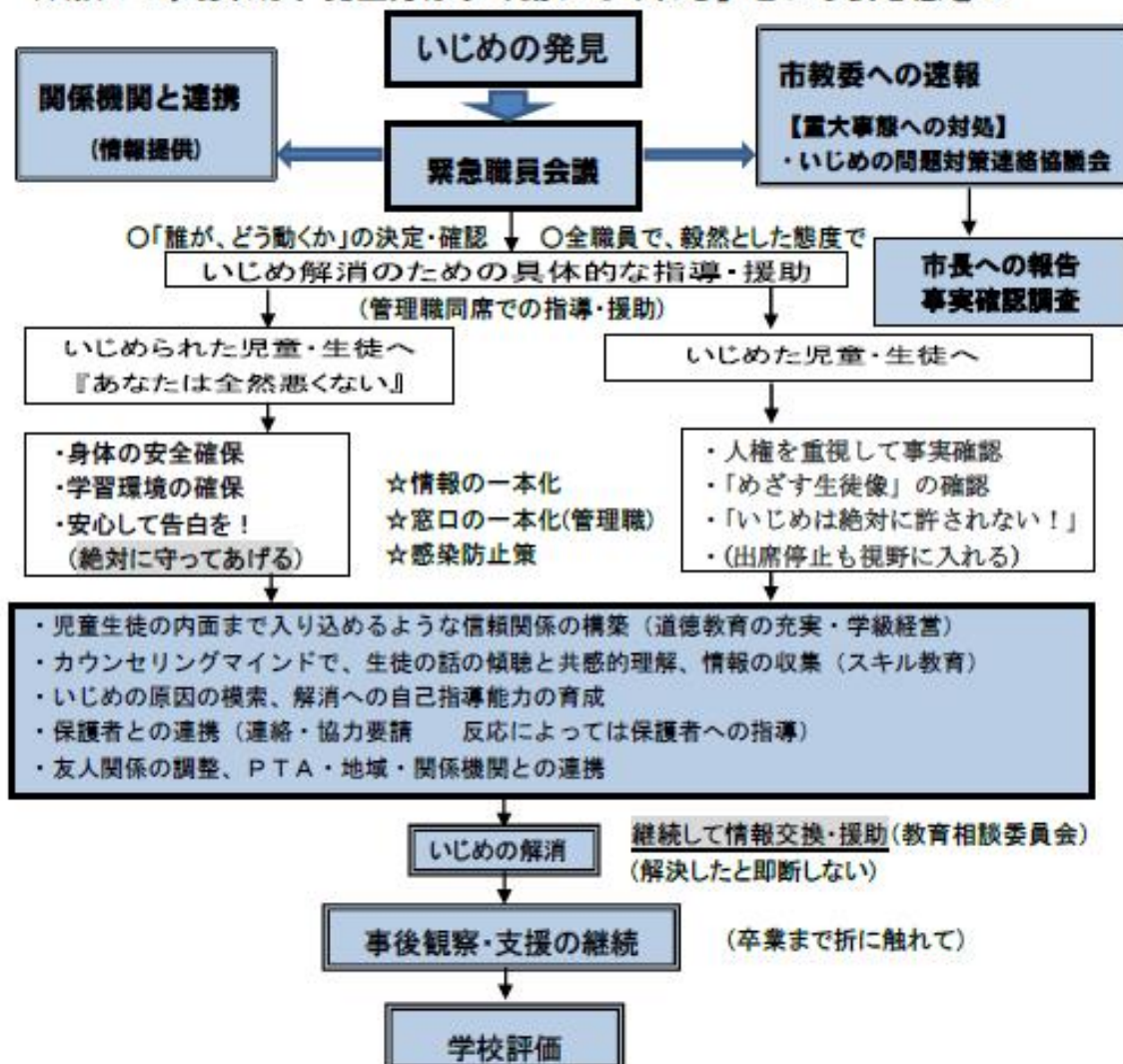
ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく、感性豊かに、そして意図的な教育を進めます。

◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない
※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

★常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



生徒指導マニュアル（いじめ防止対策マニュアル）の活用・実践

※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努めます。

※学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校だよりやHP等により、事実を伝えます。

久下小学校いじめ防止マニュアル

《いじめの判断・・・いじめられた児童の立場に立って行うもの》

- ★ いじめは人間として絶対に許されない！
- ★ 何があっても絶対に死んではいけない！

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義 (H25.6)】

- ① 一定の人間関係のある者から
- ② 心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）を受け
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

常に「事あれば、先生方はすぐにうごいてくれる」という安心感を！

いじめ発見

緊急職員会議

久下小学校 いじめ対策委員会
【校長・教頭・生徒指導主任・担当学
年主任・担任・学校評議員
・市教育委員会等】

誰が、誰に対して、どう動くのか **全職員で確認！** 毅然とした態度で対応
※ **管理職も含め全員で「いじめ解消のための具体策」 指導・援助**
※

いじめられた児童へ

- ・ 身体的安全確保
- ・ 学習環境の確保
- ・ 安心して話せる人間関係
- ・ 学校以外の関係機関（紹介）

「あなたは全然悪くない」

※情報の管理
※窓口一本化
【管理職】
※感染防止策

いじめた児童へ

- ・ 人権を尊重しながら事実確認
- ・ 「よい子のきまり」の確認
- ・ いじめは絶対に許されない！
- ・ 素直に認められる人間関係
<出席停止も考えられる>

※ 児童の内面まで入り込めるような信頼関係の構築（道徳教育の充実・学級経営）

- 1 児童の話をしっかり聴く（情報の収集・親身になった傾聴姿勢・共感的理解）
- 2 保護者との連携（連絡・協力要請、場合によっては保護者への指導）、PTA や地域との連携
- 3 友人関係の調整、学級経営の見直し・改善、自己指導能力の育成

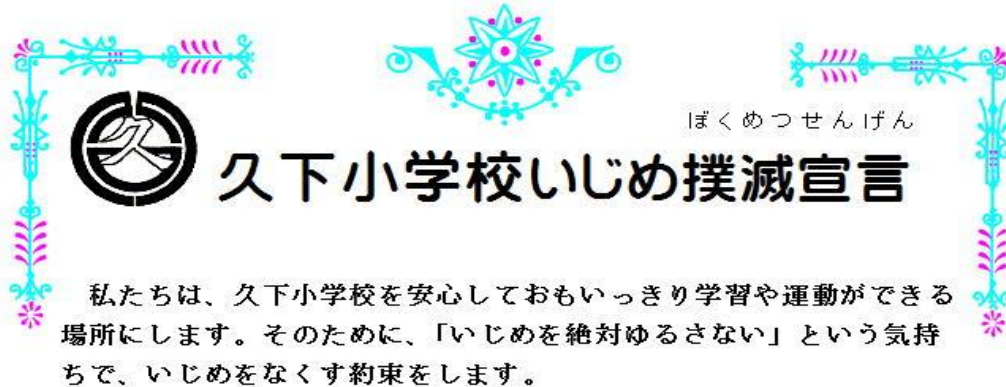
いじめ解消

事後観察・支援

解決したと即断しない
卒業まで継続的な支援を！

3 具体的な取組

(1) いじめ撲滅宣言



- 1 私たちは、絶対にいじめ（相手が嫌がること）をしません。
- 2 いじめられたら「やめて」と言い、友達や先生、家族に相談します。
- 3 いじめられている人を見たら、勇気をもって止め、助けます。
- 4 笑顔あふれるクラスにするために、一人一人を認め合って協力します。

【身近な大人のみなさんへお願い】

子供たちは、未熟です。お子さんがいじめる側になることも、いじめられる側になることも考えられます。ふざけていたとしても、からかいのつもりでも、それはいじめです。まずは大人が手本となって、いじめをなくしましょう。

いじめを見たり、聞いたりしたら、その場で止め、学校に連絡してください。学校・地域が子供たちにとって安心・安全な居場所となるよう、力を合わせて行動していきましょう。

平成30年度

(2) アンケート

せいかつアンケート 1~3ねんせいよう
ねん くみ なまえ

①あなたは、いやなことをされたり、いじめられたとかんじたりしたことがありますか。

ない ある

※「ある」とこたえだひとは、そのときのことをくわしくおしえてください。

いつ() だれに()

どんなことをされたのか

②いじめにあつて、つらいおもいをしているともだちがいますか。

いない いる

※「いる」とこたえだ人は、そのことをくわしくおしえてください。

だれが() だれに()

どんなことをしていたのか

生活アンケート 4~6年生用
年 組 名前

②あなたは、いやなことをされたり、いじめられたと感じたりしたことがありますか。

ない ある

※「ある」と答えた人は、そのときのことをくわしく教えてください。

いつ() だれに()

どんなことをされたのか

②いじめにあつて、つらい思いをしている友だちがいますか。

いない いる

※「いる」と答えた人は、そのことをくわしく教えてください。

だれが() だれに()

どんなことをしていたのか